

質問第二号

株式会社電業社機械製作所の労使紛争に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年九月三日

安 恒 良 一

参議院議長 安 井 謙 殿

株式会社電業社機械製作所の労使紛争に関する質問主意書

一 株式会社電業社機械製作所（本社所在地大田区大森北一〇五〇一三〇九東海ビル）と、その従業員で組織している労働組合である日本労働組合総評議会全国金属労働組合静岡地方本部電業社支部、その上部組織である日本労働組合総評議会全国金属労働組合、同静岡地方本部（以下これらを「労働組合」という）との間に一九七五年以降労使の紛争が続いていると聞くが、その経過と現状を明らかにされたい。

二 右労働組合と組合員が株式会社電業社機械製作所並びにその使用人の行った労働組合法第七条違反、労働基準法違反、人権侵害、暴力行為、警備業法違反などについて一九七五年以降静岡地方裁判所、静岡地方労働委員会、静岡地方法務局、三島基準監督署、三島警察署などに不当労働行為の申し立て、仮処分の申請、労働基準法違反の申告、告訴、告発などを行つたと聞い

ているが、その内容と件数、結果、進行状況について明らかにされたい。

三 株式会社電業社機械製作所は年商一三二億円（一九八〇年三月期）の入割が官公需受注であり左記の取引が行われていると聞くが、事実かどうか明らかにされたい。

1 埼玉県川島北部地区長楽揚水棧場、口径五〇〇耗両吸込型ポンプ二台、口径三〇〇分の三五〇耗両吹込型ポンプ一台

2 建設省中国地方建設局岡山河川工事事務所、口径一五〇〇耗堅型斜流ポンプ三台

3 北海道開発局札幌開発建設部、口径四五〇耗両吸込型ポンプ一台

4 静岡県農林部沼津土地改良事務所、口径一五〇〇耗斜流ポンプ三台

5 農林省中国四国農政局土地改良技術事務所、口径二五〇耗斜流ポンプ七台

6 大蔵省印刷局岡山工場、口径一七五耗ロータバルブ三台

7 東京都水道局三郷浄水場、口径九〇〇耗ロータバルブ一台、口径六〇〇耗ロータバルブ二

台

8 横浜市下水道局、口径一六〇〇耗堅型斜流ポンプ二台

四 一九七五年以来長期にわたつて不法、不当な行為を行っている株式会社電業社機械製作所の社会的責任について労働省、法務省、自治省、通産省はどのような指導を行っているか、この紛争解決に当たつてどのような処置を考えているか明らかにされたい。

右質問する。